

会 議 録		令和8年2月6日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和7年度第4回）		
開催日	令和8年2月5日（木曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時40分までの間（70分）		
場 所	京都府南警察署 講堂		
出席者	高岡会長、囃司委員、矢部委員、戸津川委員、宮田委員、公文委員及び今村委員 （欠席 塩崎副会長、高橋委員、清水委員及び桑原委員） 計7人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、サイバー対策係補佐及び広聴相談係長 計11人		
諮 問 事 項	1 令和7年中の交通警察の取組について 2 反射材の効果の確認及び酒酔い体験について		
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 協議 司会 会長</p> <p>諮問事項説明</p> <p>(1) 令和7年中の交通警察の取組について～交通課長</p> <p>(2) 反射材の効果の確認及び酒酔い体験について～交通課長</p> <p>【委員】交通事故の件数についてであるが、人身事故はどの程度の交通事故が件数として数えられるものなのか。</p> <p>【警察】人身事故は、診断書が提出されて過失運転致傷として検察庁に送致された件数が人身事故の件数となり、負傷はしているが、軽傷で診断書の提出がない場合は物件事故として計上されている。</p> <p>【委員】物件事故の件数も把握しているのか。</p> <p>【警察】物件事故として件数の把握や統計もあるが、一般的には人身事故の件数を公表している。</p> <p>【委員】標識の表示面の剥がれや道路の危険箇所を見付けた場合はどこへ報告すればよいのか。</p> <p>【警察】最寄りの交番や当署交通課交通総務係へ報告していただければ、当署で直せるものは直し、本部交通規制課へ修復の上申をさせていただく。ただし、予算の関係もあることから、危険度の高い箇所から優先的に修復していくこととなる。したがって、順番に修復されているので、すぐには修復できない</p>		

会 議  
内 容

場合もある。

カーブミラーは、京都市建設局南部土木みどり事務所の管轄となるが、危険な箇所への同ミラー設置の要望があれば、当署から同事務所へ市民からの意見として連絡させていただく。

警察が管轄する道路標示以外の道路標示についても、消えかかっている箇所を見付けられた場合は、当署へ相談していただければ、京都市建設局南部土木みどり事務所へ連絡させていただく。

【警察】信号機が滅灯している場合などは、緊急性があることから110番通報していただきたい。

【委員】外国人旅行客が増えている中、同旅行客による自転車の交通事故は増えているものなのか。

【警察】一概に、外国人旅行客による自転車の交通事故が増加しているとは言えない。自転車、二輪車の交通事故件数は、横ばい状態が続いている。

四輪の交通事故は減少傾向にあるものの、自転車や二輪車の交通事故は顕著な増加や減少がないのが現状である。

自転車と二輪車の交通事故をいかに減少させるかが今後の課題である。

【委員】駅の周辺の歩道上に、「自転車は降りて押して進んでください。」旨の表示がされている場所があるが、その場合も同事務所の管轄でよいのか。

【警察】当署へ報告していただければ、調査の上、当署から管轄の官公庁へ連絡させていただく。

【委員】道路の左側端に自転車通行を明示する表示がされており、幅員が狭い道路でも同表示に従って、自転車で通行していると、かえって交通事故が増えるのではないかと危惧している。

【警察】自動車等が自転車の右側を通過する際は、間隔に応じ安全な速度で進行することが規定されている。一方、自転車においては、できる限り道路の左端に沿って進行することが規定されている。これは、自動車等と自転車それぞれの運転手が相互に安全に走行するためのものである。

【委員】幅員の狭い道路でも車道を自転車が走行している場合などは、自動車で行って自転車の右側を追い越そうにも危険であるため、しばらく自転車の後方を追従するような形で走行することがある。この場合などは自転車の歩道通行を認めた方が交通事故の防止につながるのではないか。

【警察】歩道でも自転車通行可の標識があれば通行できる。しかし道路標識がない場所では車道となるが、道路幅が狭い場所でも道路を拡張することは難しい。

あくまで守られるべき対象は、歩行者、自転車等の交通弱者であり、自動車を運転される方は、正しく理解した上で、安全な速度で運転する責任がある。自転車は車両であるため、車道の左端を走行することがルールとして決められている。自転車の交通事故を減少させるため、自転車の運転手に対してもマナーを向上させていこうということが、交通反則通告制度の導入に至った経緯である。

自転車運転者に対して、同制度が浸透していくと、マナーの向上につなが

会議 内 容	<p>り、自転車の交通事故が減少していくものと信じており、数年後には、自転車の事故が減少したと皆さんに報告できている。</p> <p>【委員】自宅近くの飲食店が繁盛しており、駐車場に入りきれない自動車が道路上にあふれかえり、相当、長い距離の列を作っている。交通誘導のガードマンの配置はあるものの、機能していない。警察から同店に対して、指導はしてもらえないか。</p> <p>【警察】認めた場合は、同店に対して適切に指導を行う。先日、他店であるが、適切とは言えない交通誘導をしているガードマンを認めたことから、同ガードマンの所属する会社に対して適切に指導した経緯がある。</p> <p>【委員】自宅近辺の細街路で街灯がなく、夜道は危険と思われる箇所がある。街灯の設置を要望する場合は、どこに要望すればよいか。</p> <p>【警察】当該道路を管轄に持つ道路管理者が要望先となる。警察としては、市民から意見を認知した場合は、赤色灯を点灯したパトカーを投入してパトロールの強化をして各種事件・事故の防止に努める。</p> <p>4 事務連絡</p> <p>令和8年度第1回京都府南警察署協議会は、令和8年6月に実施予定である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------------	---

## 第4回京都府南警察署協議会の開催状況

